

夜間・休日等に風水害の発生が予想される場合の教職員の対応

勤務時間外（勤務時間に引き続いての場合もあり得る）に風水害の発生が予想される「大雨、洪水、暴風、大雪」等の「警報」が発令された場合には、以下の2つの対応が必要である。

- 1 一義的な役割は、児童生徒と校舎内外の施設等の安全確保である。
- 2 学校が避難所になった場合は、自治会と地域連絡員（市役所職員）が中心となり運営される地域避難所運営委員会に支援を行う。

1 児童生徒と校舎内外の施設等の安全の確保に向けての取組

※被害に備え、学校を管理する立場である者が、備えをすることは当然のことである。

※教育活動に支障をきたすような被害が起きていないかを確認することが目的である。

[緊急時の対応]

- ・風雨の到来はある程度予測できるので、早めに被害が出ないような準備をする。
- ・警報が発令された場合は、管理職又は災害対策要員が学校に行き、状況を把握した後、必要があれば適切な業務を行う。
- ・危険を冒してまで出勤を強要するものではない。
- ・その後、自宅に待機する場合は、風雨等の状況に気を配り、必要があれば学校に出向き校舎内外の状況を確認し、必要な対策を行う。
- ・学校内外の施設等の安全が確認でき、避難所開設への早急な対応が可能な体制が整っている場合は、自宅待機でも問題ない。
- ・警報発令後、風雨の状況は刻々変化する。場合によっては、学校に参集することが不可能な場合も起こりうる。最新の天気予報を入手し、慎重な対応を取る。

[平時の備え]

- ・校地内や学区内の通学路を中心とした危険箇所の調査を行い地図等にまとめたり、災害時に使用するトランシーバー、懐中電灯、防災行政無線等の点検、整備を行ったりしておく。
- ・学校長は、学校の近くに在住する教職員の中から予め災害対策要員を指名し、全職員で非常時の対応について確認しておく。

2 避難所運営への支援

※避難所運営の中心は、自治会（自治会長が運営委員長）であり、あくまでも学校側は施設管理者として学校施設の利用をスムーズに行われるよう避難所運営を支援する立場である。

[緊急時の対応]

- ・避難所開設の連絡に備え、自宅または学校で待機する。
- ・避難所開設の連絡を受け、管理職又は災害対策要員が学校に出向き、地域連絡員を補佐して、避難所運営を支援する。避難解除指令が発令されるまでは学校で待機する。
- ・避難所の開設は地域連絡員が行うが、地域連絡員が事故等で開設できない場合は、市の防災対策本部と連絡を取りながら学校職員が行う。
- ・学校関係者（施設管理者）や地域連絡員（市職員）が、避難所に到着できない場合でも、直ちに避難所の開設が必要があるときは、地域の自治会が避難所を開設する。

[平時の備え]

- ・自治会長や地域連絡員が中心となり、学校（地域・行政・学校）が避難所になった場合の運営について話し合い、学校の役割を明確にしておく。風水害だけでなく、地震発生後の避難所運営についても合わせて検討しておく。
- ・市教委発行「教師の防災手引き 風水害対策編」や市の防災対策課から出されている「避難所運営マニュアル」等を参考にする。
- ・非常時に自治会長や地域連絡員と緊急連絡が取れる体制を作っておく。
- ・体育館・門・倉庫等の鍵を事前に自治会長や地域連絡員に渡しておくなり、鍵類を一括して、防災倉庫等の鍵のかかる場所に保管しておくなりして、非常時にすぐ使えるようにしておく。
- ・事前に地域の「指定避難所」や「指定避難場所」を把握しておく。
- ・「〇〇小職員」といったような腕章を用意すると避難者に身分を分かってもらいやすい。